

# 千代田区

災害や失業などで保険料を納めるのが困難な場合や生計困難な場合の介護保険料の減免等制度です。減免等を受ける場合は、別途申請が必要になります。

## 65歳以上の方の 介護保険料の減免等制度

減額

減免

徴収猶予

(介護保険料の減免等に関する問い合わせは)

千代田区 高齢介護課 高齢介護係

〒102-8688

千代田区九段南1-2-1 (千代田区役所3階)

電話03-3264-2111 内線2437

申請は、減免等を受け始めようとする月の、月末までに！

### I. 実収入月額とは、

次の各号により算定された額による世帯全体の1ヶ月の収入額合計です。

- (1) 給与収入及び年金収入の場合は、収入額(家族手当等の諸手当(通勤手当等の必要経費と見なせる手当を除く。))を含む。)から所得税、住民税、所得税法上社会保険料控除の対象となる社会保険料(以下「社会保険料」という。)を控除した金額になります。
- (2) 事業収入の場合は、収入額から当該収入を得るための必要経費を控除した金額から所得税、住民税、社会保険料を控除した金額になります。
- (3) 前号の収入の他に仕送り、配当収入その他の収入がある場合は、その額を実収入額に含めて計算します。

### II. 被災による損害額とは、

被災による損害額から、火災保険等で支払われた保険金額を控除した額です。

### III. 収入基準額とは、

被保険者本人12万円及び本人を除く世帯員1名ごとに6万円を加算した合計額が、収入基準額(月額)となります。

### IV. 次のような場合、減免等の対象にはなりません。

1. 居住用又は事業用以外で、不動産を所有しているとき。
2. 被保険者本人300万円及び本人を除く世帯員1名ごとに100万円を加算した合計額を超える預貯金があるとき。
3. 世帯のうち、65歳未満の者で労働力を有するにもかかわらず働いていない者がいる場合で、働いていないことにつきやむをえない事情があると認められないとき。
4. 給付制限を受けているときや給付制限基準(1年以上の保険料の滞納)に該当しているとき。(承認を受けた納付計画に基づき保険料の納入を行なっている場合を除く。)
5. 生活保護法の被保護者であるとき、または境界層措置の適用を受けているとき。

※減免等の内容は、別掲の介護保険料減免等の基準をご覧ください。